

北海道和種馬保存協会規約

第1章 総 則

第1条 この会は、北海道和種馬保存協会と称し、事務所を札幌市に置く。

第2条 この会は、北海道一円を区域とし、必要に応じ各地区に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

第3条 この会は、北海道和種馬及びポニーの資源保護と資質の向上並びに畜産の振興に寄与し、もって会員相互の親睦融和を図ることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 優良畜種の確保と改良増殖に関する事項
- 2 種畜の貸し付け及び導入に関する事項
- 3 北海道和種馬及びポニーの普及振興並びに調査研究に関する事項
- 4 会員の親睦融和、福祉及び厚生に関する事項
- 5 その他この会の目的達成上必要な事項

第3章 会 員

第5条 この会は、次の会員をもって組織する。

正会員 北海道和種馬及びポニーを飼養している個人または団体

賛助会員 この会の趣旨に賛同する個人または団体

協力会員 この会の趣旨に賛同する個人または団体で、北海道和種馬保存協会支部に所属していない個人または団体

名誉会員 会員の中で学識名望のあるもの又はこの会に功労のあるもので理事会の決議を得たもの

第6条 この会に入会しようとする者は、別に定める様式により入会願いを会長に提出し、会員名簿に登録を受けるものとする。

第6条の2 協力会員は、加入時期にかかわらず正会員と同様の会費を納入することとし北海道和種馬保存協会の事業（支部の事業を除く）に参加できる。また、正会員と同様の処遇を受けることができる。但し、この会の会議に参加することはできない。

第7条 会員が脱会する場合は届け出しなければならない。

第8条 会員にして、この会の名誉を失墜し、または会員としての義務をはたさないとときは、会長は総代会の決議を経てこれを除名することができる。

第4章 役員その他の機関

第9条 この会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 3名

理事 若干名

監事 2名

第10条 役員は、総代会において会員より選任する。

第 11 条 役員任期は 3 年とする。ただし再任は妨げない。
役員は、その任期が完了しても後任者の就任までは、その職務を執らなければならない。

第 12 条 役員に欠員が生じ、会長が補充を必要と認めたときは、総代会において補充することができる。ただし、補充就任役員任期は前任者の残任期間とする。

第 13 条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
理事は、会長の命を受け会務を掌理する。
監事は、会務を監査する。

第 14 条 役員にして、法令、規約若しくは決議に違反し、または役員たる名誉を毀損したときは、総代会の決議を経て、これを解任することができる。

第 15 条 各支部に支部長 1 名を置き、会長がこれを委嘱する。
支部長は、会長の命を受けて会長の委嘱した事務を掌理する。

第 16 条 この会に顧問を置くことができる。
顧問は、総代会の決議を経て会長がこれを委嘱する。

第 5 章 会 議

第 17 条 この会の会議は、総代会及び理事会とする。

第 18 条 総代会は、この会の支部から選任された 20 名以内の総代をもって組織し、その任期は 2 年とする。

第 19 条 総代会は、定期総代会及び臨時総代会とする。
定期総代会は、毎年 1 回 4 月に会長がこれを招集する。
ただし、時宜によりその開期を変更することができる。
臨時総代会は、次の場合に会長がこれを招集する。
1 会長が必要と認めたとき
2 理事会の決議があったとき
3 総代の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を示して請求があったとき

第 20 条 会長は、次の事項を総代会に報告しなければならない。
1 庶務及び会計報告
2 事業報告
次の事項は、総代会の決議または承認を得なければならない。
1 収支決算および予算に関する事項
2 事業計画に関する事項
3 会費の賦課及び徴収の方法に関する事項
4 役員を選任および解任に関する事項
5 規約の改廃に関する事項
6 その他会長が必要と認めた事項

第 21 条 第 19 条第 2 項第 3 号によって招集した臨時総代会では、その目的以外の事項については付議することができない。

第 22 条 総代会は、総代 2 分の 1 以上の出席がなければ会議を開くことができない。
会議の決議は、出席者の過半数をもって決するものとする。

第 23 条 会議の議事録は、会長がこれを作り、出席総代 2 名以上がこれに記名捺印しなければならない。

第 24 条 理事会は、理事をもって組織し、会長が必要と認めたとき、または理事の 3 分の 1 以上が会議の目的である事項を示して請求したとき会長がこれを招集する。

第 25 条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- 1 総代会に提出する議案
- 2 総代会に報告する事項
- 3 この会の内規の制定及び改廃

第 26 条 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、その決議は出席理事の過半数の同意がなければならない。

第 6 章 経費・財産および会計

第 27 条 この会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

第 28 条 会費の賦課および徴収方法は、総代会の決議を経てこれを定める。

第 29 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 付 則

第 30 条 この規約に定めなき事項については、必要の都度理事会に諮りこれをさだめる。

第 31 条 この規約は、昭和 51 年 6 月 2 日より施行する。

昭和 57 年 2 月 17 日改正

平成 9 年 4 月 18 日改正

平成 19 年 4 月 20 日改正

平成 26 年 4 月 21 日改正